**大学生ボランティアの運用について**

田原本町教育委員会

１　ボランティアの資格

奈良県在住又は県内の大学に通う者でスクールカウンセラーや教員を目指す大学生又は大学院生。

２　活動日・時間

原則として週１日又は２日とする。また、１日２～４時間程度とする。（詳細は学生と学校で調整

する。）

３　活動場所

町内の公立小学校及び中学校

４　活動内容

いじめの未然防止・早期対応につなげること及び不登校傾向や発達障害などにより特別な配慮を要

する児童生徒の話し相手、相談や教科等学習の支援等を行う。

（１）別室登校支援

別室登校をする児童生徒の話し相手、教室復帰への声かけ等の支援、教科等学習支援等。

（２）授業への入り込み支援

通常授業で心に不安を抱え、学校生活に馴染みにくい児童生徒への寄り添いや見守り、教科等学

習の支援等。

（３）その他いじめや不登校の未然防止・早期対応及び特別な配慮を要する児童生徒に係る支援。

（４）できない活動

出張、児童生徒引率（校外学習等）、保護者対応、家庭訪問、クラブ、部活動支援。

５　交通費

支給しない。

６　ボランティア保険

町教委でボランティア保険に加入する。

７　ボランティアの登録及び派遣

（１）大学生ボランティア

町教委ＨＰを閲覧し、履歴書（様式不問）を町教委教育総務課学校教育係（以下「事務局」とい

う。）宛て提出。（年度ごと）

→事務局から詳細確認の連絡→面接→配置校調整（事務局）→配置校確定・決定通知

→事前研修→配置校との打合せ→ボランティア活動開始→月ごとに活動報告書を提出（学校へ）

（２）学校

大学生ボランティア派遣依頼書に必要事項を記入の上、事務局に提出（年度ごと）。

→ボランティア希望を調整（事務局）。

→配置校確定・決定通知→月ごとに活動報告書を提出（翌月５日までに事務局へ《ただし３月は２４日まで》）。

※１　配置校が決定したら、学校・大学生ボランティアに事務局から決定の通知をする。

※２　学校と大学生ボランティアの条件が合わないときは、学校からの派遣依頼があっても配置できな

い場合がある。

８　その他

（１）大学生ボランティアは、活動上知り得た個人情報等の秘密を漏らしてはならない。

また、活動終了後も同様とする。

（２）大学生ボランティアは、暴言、体罰等、児童生徒への人権を傷つける行為を決して行ってはなら

ない。

（３）大学生ボランティアは、児童生徒への適宜適切な支援を行うため、配置校の職員と常に連携を図

る。